



村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311

小石原庁舎 74-2311

住民福祉課

介護保険料の決定通知書を送ります ~ 65 歳以上の人 ~

平成 23 年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を8月上旬までに郵送します。保険料率は昨年度から変更がなく、市町村民税や所得の状況により9段階の所得段階で計算していますが、ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得等に変動がある場合は昨年度の所得段階と変わることがあります。

【納付方法】

介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月期～8月期（仮徴収期間）に天引きした保険料を差し引いた金額が、10月、12月、来年2月の各期に年金から天引きとなります。

また、納付書、口座振替等で納めている人は、8月期から来年3月期まで納めます。

なお、年間18万円以上（月額1万5,000円以上）の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、半年～1年後に年金天引きが開始となります。

*口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用下さい。

*災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

福岡県介護保険広域連合（事業課資格管理係） 電話：092 643 7055

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 2311）まで

農林建設課

農林建設課からのお知らせ（水道係）

平成 23 年 6 月 10 日、宝珠山基幹集落センターにおいて、簡易水道事業運営委員会が開催され、20名の委員さんに委嘱状が交付されました。各地区の水道使用料金の格差是正、および簡易水道事業の健全な運営を図るため、村の簡易水道使用料金の改定・統合について検討を行ないます。委員長 熊谷武夫さん、副委員長 養父正利さんを中心に、平成 25 年度の改定をめざし、これから審議がおこなわれます。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 農林建設課（電話：72 2313）まで

平成 22 年度より、東峰村では福岡県と共同により滞納税等の徴収及び滞納処分を強化しています。また、催告に応じない滞納者については、差押え処分、公売・換価処分を執行しています。

村税を納期限までに納めなかった場合は・・・

村税を納期限までに納税しないことを「滞納」といいます。
 納期限後に納税が確認できなかった場合、納期限後 20 日以内に「督促状」を送付します。
 納期限を過ぎてから納税する場合は、村税に「延滞金」が加算されます。
 それでも納税されない場合は、「滞納処分」を行います。

延滞金とは・・・

納期限内に納税された方との公平性を保つため、村税を納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた「延滞金」が加算されます。延滞金は未納の税額に対し年 14.6% の割合で計算します。

滞納処分とは・・・

地方税法では、「督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る村税を完納しないとき」は、「滞納者の財産を差し押さえないければならない」と規定されています。

滞納処分は、自主的に納付いただけない場合に法律に基づく手続きにより、村税の確保を図るものですので、このようなことにならないよう納期限までに納付していただくようご協力願います。

東峰村では、以下の手順により「滞納処分」を行います。

督促状を送付しても納付がない場合は、催告書を送付し、職員が電話催告、または来庁頂くか訪問徴収等を行います。

それでもなお納付がない場合は、税負担の公平性を保つため、地方税法の規定に基づき「滞納処分」を行います。

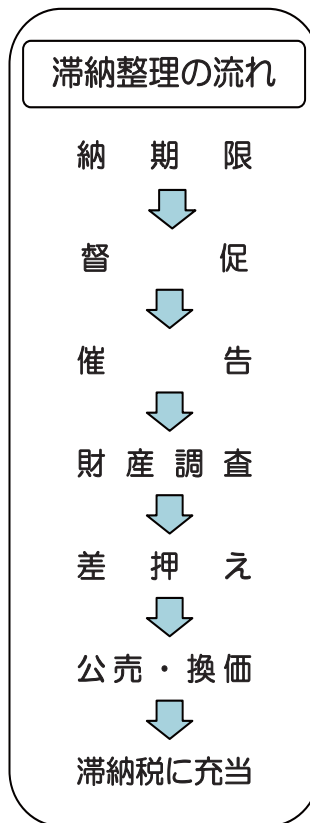
具体的には滞納者の財産を差し押さえることとなります。滞納処分の過程では、所有財産の調査・把握のため、金融機関へ預貯金等の照会や勤務先へ給与額等の照会をします。

【差押対象財産の例・・・不動産、動産、預貯金、給与、生命保険等】

平成 22 年度滞納処分執行状況

口座預金差押	3 件	424,036 円
定期預金差押	1 件	305,883 円
計	4 件	729,919 円

滞納整理の流れ



お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課 (電話: 72 2311) まで



国民年金免除制度



保険料免除制度・一部納付（免除）制度、若年者（30歳未満）納付猶予制度

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。

学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

保険料の免除制度には、退職（失業）による特例があります。

一部納付（一部免除）制度

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（保険料額 3,760円） 年金額 5 / 8 平成21年3月分までは1 / 2
- 2分の1納付（保険料額 7,510円） 年金額 6 / 8 平成21年3月分までは2 / 3
- 4分の3納付（保険料額 11,270円） 年金額 7 / 8 平成21年3月分までは5 / 6

一部納付（一部免除）の所得基準
前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

4分の1納付	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
2分の1納付	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の3納付	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

一部納付（一部免除）の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1 / 4 納付	1 / 2 納付	3 / 4 納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

(注) 一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

全額免除制度

申請により保険料の全額(15,020円)が免除

平成21年4月分から保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

全額免除の所得基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

例：単身世帯の場合57万円まで

申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

さらに、30歳未満の方には、「若年者納付猶予制度」があります。

若年者納付猶予制度

申請により保険料の納付が猶予

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

Point1

本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です(申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります)。

所得基準は、全額免除と同じです。

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

Point2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

Point3

猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、下記の保険料の追納(後払い)をご利用ください。

詳しい手続き(申請)については、次ページをご覧ください。

保険料の追納について

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成 23 年度に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成 13 年度の月分	15,350円			
平成 14 年度の月分	14,760円		7,380円	
平成 15 年度の月分	14,540円		7,270円	
平成 16 年度の月分	14,340円		7,170円	
平成 17 年度の月分	14,380円		7,190円	
平成 18 年度の月分	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
平成 19 年度の月分	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
平成 20 年度の月分	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
平成 21 年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
平成 22 年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

追納加算額は
ありません

保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内（例えば、平成 23 年 4 月分は平成 33 年 4 月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっています。

保険料を追納する場合は、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

なお、平成 22 年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、上の表のとおりとなります。

保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、南福岡社会保険事務所・東峰村役場住民福祉課まで、お問合せください。

手続き（申請）について

東峰村役場の住民福祉課の窓口へ申請することになります。

なお、申請にあたり必要な添付書類は、下記をご覧ください

【必要な添付書類】

（必ず必要なもの、場合によって必要なもの）

国民年金手帳 または基礎年金番号通知書

前年（または前々年）所得を証明する書類

（原則として所得を証明する書類の添付は不要です）

この保険料免除等の申請を行うと、東峰村長に対して申請者ご本人、配偶者、世帯主の前年又は前々年の所得状況の証明を求め、その証明内容を年金事務所に提出することに同意したことになります。

通常、これらの書類を添付する必要はありませんが、1月1日()時点の住所と申請時点の住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している東峰村において前年(前々年)の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年(前々年)の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するか、または申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。

退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類

退職(失業)による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

【申請は原則として毎年度必要です】

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

免除等のサイクル(始期と終期)は、7月から翌年6月までです(すべての市区町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため)。このため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いいたします。

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に を付けてください)された場合は、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

免除等は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで(申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで)の期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間(前サイクル分)についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

免除制度の申請及び、お問い合わせ先は..

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課(74-2311)
宝珠山庁舎 総合窓口(72-2311)

今月の納税	税目	固定資産税	第2期
		国民健康保険税	第1期
	納期限	8月1日(月)	
	口座振替日	7月25日(月)	

種別	当月分	前月分	増減
可燃ごみ	33,910	39,960	▲6,050
資源ごみ	5,620	6,720	▲1,100
粗大ごみ	50	710	▲660
合計	39,580	47,390	▲7,810

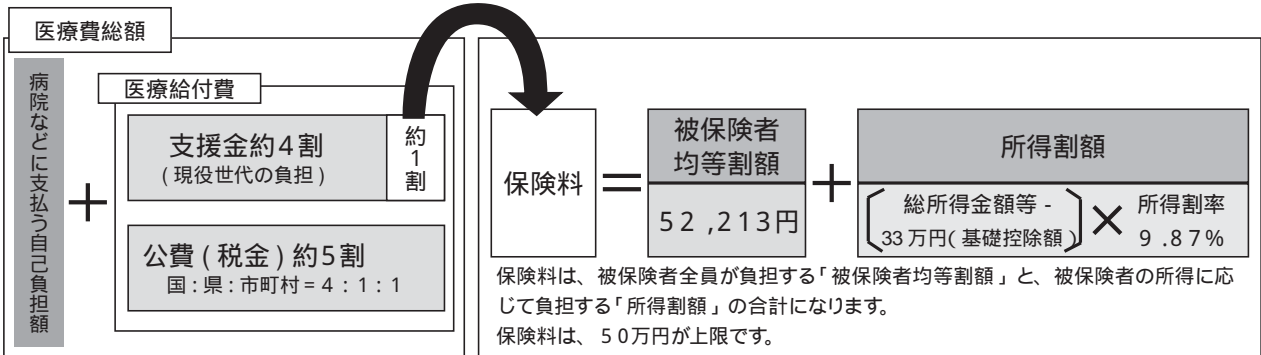
灰皿に重曹を入れておくと防臭になるうえ、タバコの吸いながら燃えるのを防ぎます。

平成 22 年中の所得の届出に基づき、平成 23 年度の保険料額を決定します。

被保険者(加入者)の皆さんへ「平成 23 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。保険料は、平成 22 年中の所得金額と世帯(注1)の状況を基に算定を行い、決定します。

注1:「世帯」とは、平成 23 年4月1日時点の世帯(75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

保険料の決まり方(計算方法)



- ・ 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・ 保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直され、次回は、平成 24 年度に改定されます。
- ・ 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・ 例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が 153 万円以下の場合は、総所得金額等は 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

保険料の軽減について

均等割額の軽減

平成 23 年度では、平成 22 年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の 9 割・8.5 割(注 2)・5 割・2 割軽減)を継続して行います。

(注 2: 原則は「7 割軽減」ですが、特例措置により「8.5 割軽減」となっています。)

被保険者均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額(注3)の合計額
	平成 23 年度	
9 割軽減	5,221 円	【33 万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入 80 万円以下(その他各種所得がない)】
8.5 割軽減	7,831 円	【33 万円(基礎控除額)】以下
5 割軽減	26,106 円	【33 万円(基礎控除額) + 24.5 万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下
2 割軽減	41,770 円	【33 万円(基礎控除額) + 35 万円×被保険者数】以下

注 3: 軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15 万円」となるなど、例外があります。

所得割額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下(公的年金のみ場合は、収入額で 211 万円以下)の人は、所得割額が 5 割軽減となります。

被用者保険(注 4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が 9 割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

(注 4: 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。)

保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、窓口へご相談下さい。

特別徴収(年金天引き)から口座振替への変更できます。

特別徴収(年金天引き)は、申請することで口座振替に変更できます。

変更を希望する人は、8月1日(月)までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

年金天引きとなる人

年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収(年金天引き)から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されますので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証(水色)は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(薄みどり色)は、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証(薄みどり色)を窓口で提示してください。有効期間は、平成24年7月31日までの1年間となっています。

7月31日までに新しい被保険者証(薄みどり色)が届かない場合は、窓口へお問い合わせください。

8月から自己負担割合が変更になります

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割又は3割です。

毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の村民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、村民税課税所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は、窓口へ申請すれば1割負担となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の 又は に該当)

本人の収入が383万円未満

本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります。

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日になっています。

減額認定証をすでに持っている人で、平成23年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

減額認定証を持っていなかった人で、新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

印鑑・被保険者証・その他

その他：収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74 2311)まで
又は福岡県後期高齢者医療広域連合(電話:092651 3111)まで

企画振興課

「東峰村商工会プレミアム付商品券」発行のお知らせ

発行日：8月1日（月）～12月31日（土） 完売をもって終了します。

有効期限：8月1日（月）～12月31日（土）まで

発行総額：2,000万円（プレミアム分10%付き）販売

発行内容：1セット10,000円で販売。（バラ売り無し）

額面500円×12枚 + 額面1,000円×5枚 = 11,000円分

購入限度額：お一人様 30万円まで

商品券販売所：東峰村商工会館小石原事務所、JA 宝珠山支店、JA 小石原支店

（上記3ヶ所の窓口で購入できます。）

詳しくは、7月末に全戸へ郵送されます「東峰村商工会プレミアム付き商品券発行のお知らせ」のチラシをご覧ください。

また、東峰テレビにおいても、7月20日～31日まで販売予告編、8月1日～31日まで（完売をもって終了）購入編を放送いたします。

お問い合わせは

東峰村商工会（電話：74 2121）まで

高倉村長

6月16日～7月15日の動き

6月

- 17（金）地域水田農業推進協議会総会
- 19（日）東峰村消防団全団員訓練
- 20（月）JAセルフステーション宝珠山竣工式
- 21（火）村議会定例議会 ～ 22日
- 24（金）・（株）宝珠山ふるさと村株主総会
・筑前あさくら農協第17回通常総会
- 29（水）共同募金会東峰村支会理事会
- 30（木）朝倉医師会通常総会

村長の行動記録からいくつかを抜粋し紹介したものです。

7月

- 1（金）人権教育街頭啓発
- 6（水）甘朝三井環境施設組合臨時議会
- 7（木）全国山村振興連盟理事会～8日
- 9（土）福岡県翼の会北筑後ブロック総会
- 10（日）・部落開放同盟朝倉地区大会
・東峰村ソフト連盟春季大会
- 11（月）農業委員当選証書付与式
- 12（火）・いずみ館運営委員会
・東峰村青年団総会

人の動き

東峰村（平成23年6月末現在）		前月比	あさくら地域（平成23年6月末現在）		前月比
人口	2,532	-3	人口	89,447	73
男	1,171	-4	男	42,234	43
女	1,361	1	女	47,213	-30
世帯数	924	0	世帯数	31,273	12



平成 23 年度刑務官採用試験

受験資格：刑務 A（男子）刑務 B（女子）共に
昭和 57 年 4 月 2 日～
平成 6 年 4 月 1 日生まれの者
採用予定数：刑務 A 約 670 名、刑務 B 約 105 名
試験日程：第 1 次試験：9 月 18 日（日）
第 2 次試験：10 月 14 日（金）・15 日（土）
受付期間：7 月 19 日（火）～ 8 月 2 日（火）
受験申込書の提出はできる限り郵送（簡易書留）
にして下さい
問合せ先：福岡刑務所庶務課人事係
〒 811 2126 糟屋郡宇美町障子岳南 6 1 1
電話：092 932 0395（内線 206）

平成 23 年度入国警備官採用試験

受験資格：昭和 63 年 4 月 2 日～
平成 6 年 4 月 1 日生まれの者
採用予定数：約 30 名
試験日程：
第 1 次試験：9 月 25 日（日）
第 2 次試験：10 月 18 日（火）・19 日（水）
受付期間：
インターネット：7 月 19 日（火）9:00～
7 月 26 日（火）17:00
郵送または持参：7 月 19 日（火）～ 8 月 2 日（火）
問合せ先：福岡入国管理局総務課
〒 812 0003 福岡市博多区下臼井 778 1
福岡空港国内線第 3 ターミナルビル内
電話：092 623 2400

平成 23 年度福岡県警察官募集

福岡県警察では、平成 23 年度第 2 回採用試験で
警察官を約 240 人募集します。
試験区分及び採用予定数：
警察官 A（男性） 大学卒業程度 86 人
警察官 A（武道指導） 大学卒業程度 2 人
警察官 B（男性） 高校卒業程度 135 人
警察官 B（女性） 高校卒業程度 13 人
受付期間：8 月 8 日（月）～ 29 日（月）
第一次試験日：（1 日目）9 月 18 日（日）
（2 日目）10 月上旬～中旬
採用試験の特徴

第一次試験で教養試験等（1 日目）と体力検査
（2 日目）を実施します。

問合わせ先：

朝倉警察署 電話：22 0110（総務課）

警務課採用センター 電話：092 622 0700

県警ホームページ <http://www.police.pref.fukuoka.jp>

平成 23 年度福岡県職員民間企業 等職務経験者採用試験

受験資格：昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日
までに生まれた者
民間企業における職務経験を 5 年以上有する者
（平成 23 年 6 月末日現在）
試験区分及び採用予定数：行政職、10 人程度採用
試験日：
第 1 次試験：9 月 4 日（日）
第 2 次試験：11 月上旬
受付期間：7 月 19 日（火）～ 29 日（金）
インターネットでの受付：7 月 19 日（火）～ 26 日（火）
問合せ先：
福岡県人事委員会事務局任用課
〒 812 8577 福岡市博多区東公園 7 7（県庁内）
電話：092 643 3956
HP：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f20/saiyo.html>

採石業務管理者試験

岩石採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及
び技能についての試験です。
試験日：10 月 14 日（金）
試験地：吉塚合同庁舎（福岡市博多区）
願書配布期間：8 月 8 日（月）～ 9 月 16 日（金）
願書受付期間：8 月 8 日（月）～ 9 月 16 日（金）
問合せ先：福岡県商工部工業保安課
電話：092 643 3438



平成 23 年度ポイント方式 県営住宅入居者募集

募集住宅：県内に所在する県営住宅（募集対象団
地、募集戸数等詳細については、募集
案内書をご覧ください。）
募集案内書配布期間及び申込み受付期間：
7 月 19 日（火）～ 27 日（水）
（申込み手数料は不要）
募集案内書配布場所：県住宅供給公社、県庁県営
住宅課、各市町村役場
問合せ先：県住宅供給公社県営住宅管理部
電話：092 781 8029 または、
県庁県営住宅課 電話：092 643 3739

県立久留米高等技術専門校訓練生募集

訓練科名： パソコン経理科 2 期
(3ヶ月課程：定員 25 名)
医療事務科 1 期
(3ヶ月課程：定員 25 名)
ホームヘルパー 2 級養成科 3 期
(3ヶ月課程：定員 20 名)

応募資格： 離転職者等で転職・再就職を希望する人
募集期間： 6月21日(火)～7月20日(水)
試験日： 8月1日(月)
8月2日(火)
8月3日(水)

試験会場： 福岡県立久留米高等技術専門校
選考方法： 筆記試験、面接
経費： 受験料及び授業料は無料(ただし、入校時に教科書代等の経費が必要です。)
応募書類： 入校願書〔用紙は本人住所管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にあります〕
問合せ先： 福岡県立久留米高等技術専門校
電話：0942 32 8795

県立久留米高等技術専門校生徒募集

訓練科名： 介護サービス科(後期)
募集定員： 20 名
募集期間： 7月1日(金)～8月18日(木)
選考日： 9月2日
応募資格：
・ 離転職者等(新規学卒者は除く)
・ 介護に関する職業に就くことを希望される方。
・ 看護師・介護福祉士等の関係免許・資格を有する方は、ご遠慮いただきます。

訓練期間： 10月～24年3月
経費： 授業料は無料です。入校時に教科書代等の経費として約 35,000 円が必要です。
問合せ先： 福岡県立久留米高等技術専門校
電話：0942 32 8795



家庭介護介護者養成講座

受講対象者： 家庭介護をされている方、又はお年寄りの自立を目指たお世話、病気の予防、家庭での介護の方法等について学びたい方。
(参加費は無料です)

会場・日程：
【土曜コース】 会場： 桂川町総合福祉センター
桂川町土居 361
8月20日(土)「認知症と向き合う」
8月27日(土)「つらい介護にさようなら」

【日曜コース】 会場： 久留米商工会館
久留米市城南町 15 5
7月31日(日)「認知症と向き合う」
8月 7日(日)「つらい介護にさようなら」
募集定員： 各コース 20 名(定員になり次第締切)
募集締切日： 各コース開催日の2日前まで
受講応募方法： 本事業委託している下記まで電話で申し込んでください。

〒 812 0011 福岡市博多区博多駅前 3 25 24
麻生教育サービス(株) 電話：092 482 7006
FAX：092 482 0453



福岡法務局朝倉支局 無料法律相談

福岡法務局朝倉支局において、弁護士による法律相談を実施します。相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時： 8月18日(木) 13:00～16:00
場所： 福岡法務局朝倉支局 1階相談室
朝倉市菩提寺 480 6

相談時間： 1人 30分
定員： 6人 申込先着順
申込方法： 電話により予約(8:30～17:15)
資力基準を満たす人を対象としますので、申込時に収入などをお尋ねします。
なお、上記以外にも常設人権相談所を実施しています。

問合せ先： 福岡法務局朝倉支局
電話：22 2455 FAX：22 0676

農業を始めませんか！ 朝倉地区新規就農相談会

地元で新しく農業を始めたい方や農業に関心のある方などを対象に、就農相談会を開催します。盆休み等で帰省されているこの機会に是非、相談においで下さい。今回の催しは、農家の子弟はもちろん、他産業従事者、定年退職者等幅広い人材の方々を対象に行うものです。

相談日： 8月13日(土)
時間： 9:00～17:00 まで(受付は 16:30 まで)
場所： 朝倉農林事務所朝倉普及指導センター
(朝倉市柿原 1110 2)
問合せ： 朝倉農林事務所朝倉普及指導センター
地域振興課地域係
電話：22 2551

ふくおか農林漁業新規就業 セミナー・就業相談会

農林漁業を初めてみたい人、農林漁業事業者への就職を希望する人を対象に、就業セミナー・就業相談会が開催されます。(参加無料・申込不要)

日時：8月7日(日) 13:00～16:30
(受付 12:30～15:30)

場所：エルガーラ(福岡市中央区天神)

内容：就業情報の提供及び個別相談
(農業法人等への就職面接会ではありません)

主催：福岡県

問合せ：福岡県農林水産部農林水産政策課
後継人材育成室 電話：092 643 3495

司法書士による無料法律相談会

相続や遺言、不動産登記・商業登記、成年後見制度、多重債務、裁判等、身近な法律トラブルについて司法書士が会場で無料法律相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にお問合せ下さい。

日時：7月23日(土) 10:00～15:00

場所：東峰村役場小石原庁舎2階 会議室

主催：福岡県青年司法書士会

後援：東峰村

申込み方法：予約制(当日申込み可能)
平日 10:00～16:00 で受け付けいたします。

問合せ：富永・坂田司法書士事務所
電話番号：0943 72 1566



ご存知ですか！ 検察審査会

交通事故、詐欺、脅しなどの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。相談や申立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会では選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことの「よしあし」を審査します。

問合せ：福岡市中央区城内1 1
(福岡地方裁判所内)
福岡第一・第二検察審査会事務局
電話：092 781 3141

紙資源のリサイクルにご協力を！

N T T 西日本から新しい電話帳をお届けした際(8月中配達) 不要となった古い電話帳を配達員にお渡し下さい。お渡しできなかった場合、大変お手数ですが、お客様にて資源回収等へ出すなどの処分

をして頂くか、タウンページセンター(無料電話：0120 506 309)までご連絡下さい。無料で後日回収に伺います。

7月は社会を“明るくする運動” 強調月間です～朝倉保護区東峰村保護司会～

“社会を明るくする運動”はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

住民の皆さんが、少年非行の実態を認識して、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちや非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会をつくりましょう。

「やり直せる社会に、賛成です。」

水の週間 江川ダム・寺内ダム施設見学会

江川ダム、寺内ダムでは、ダム施設の見学会を行います。この見学会では、日頃入る事が出来ないダム内部のトンネルに入ることが出来ます。事前の申し込み・参加費は不要です。ぜひこの機会にお越しください。詳しくはホームページ又は電話でお問合せください。

期日：8月7日(日)

【江川ダム・寺内ダム見学会】

受付時間： 午前の部 9:00～10:30
午後の部 13:00～14:30

所要時間：約90分

会場：各ダム

問合せ先：独立行政法人水資源機構
朝倉総合事業所 総務課
電話：25 1100

<http://www.water.go.jp/chikugo/koishi/index.html>

新たな出会い応援事業

福岡県では、少子化対策の一環として、独身の方々に出会いの機会を提供し、結婚のきっかけづくりを行う「新たな出会い応援事業」を実施しています。

パーティーやバスツアーなどの出会いイベント情報をメールマガジン「ふくおか“あかい糸めーる”」で配信しています。メルマガ会員は随時募集中です。

メールマガジン会員登録：福岡県地域福祉財団
ホームページ <http://www.fp-kikin.or.jp/>

携帯電話サイト <http://www.fp-kikin.or.jp/do/>
問合せ先：福岡県地域福祉財団 振興課

電話：092 582 2396

福岡県福祉労働部子育て支援課

電話：092 643 3311

○「福岡県エネ・節電県民運動」実施中!

福岡県が示す「省エネ・節電7つのポイント」を参考に、この夏の省エネ・節電宣言を行った県民に対し、県が「宣言証(エコトストラップ)」を進呈します。県民が協賛企業の店舗に宣言証を持参すると、割引等の特典が受けられます。(特典の詳細はHPで紹介)

さらに昨年の夏よりも省電力を達成した家庭には抽選で記念品が贈られます。

- 実施期間：6月8日(水)～9月30日(金)
- 申込み方法：「ふくおかエコライフ応援サイト」、または福岡県が配布する宣言書によりお申込みください。(http://ekofukuoka.jp/)
- 申込み受付期間：受付中～8月31日(水)
- 問合せ先：福岡県北筑後保健福祉環境事務所 環境部課 地域環境係
電話：0942-30-1052
久留米市合川町1642-1(久留米総合庁舎)

○バスの車内事故防止についてのお願い

◆ただいま、走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。お降りの際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまりください。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆道路交通法の改正により、平成20年6月1日から高速バスや貸切バスの後部座席におけるシートベルトの着用が義務化され、バスのお客様につきましてもシートベルトの着用義務の対象となっています。

お客様の安全のため、法律の趣旨をご理解いただきまして、シートベルトを必ず着用くださいますようお願い申し上げます。

- 九州運輸局福岡運輸支局
社団法人福岡県バス協会

○うつ病予防講演会

- 日時：8月22日(月)14:00～16:00
(受付13:30～)
- 会場：ピーポート甘木 2階 第4・5学習室
- 対象：うつ予防に関心のある方
- 参加料：無料

- 申込先・申込み方法：
福岡県北筑後保健福祉環境事務所
健康増進課 精神保健係
電話：22-3965 FAX：24-9260
※上記部署へTELかFAX(氏名、住所、連絡先)でお願いします。
- 申込み期限：8月15日(月)

○夏休み「子ども緑の教室」のお知らせ

- 学習内容：樹木観察と木工体験
- 日時：8月7日(日)13:00～16:00
- 場所：福岡県緑化センター
(久留米市田主丸町益生田1125)
- 参加対象：小・中学生と保護者
- 参加費：500円(材料費)
- 募集人員：30名(応募多数の場合抽選)
- 申込締切日：7月20日(火)
- 申込み方法：往復はがきに①参加希望日②子どもの氏名、学年③保護者の住所、氏名、電話番号を記載。
- 受付締切日：7月24日(日)必着
- 申し込み、問合せ先：
〒839-1213 久留米市田主丸町益生田1125
福岡県緑化センター管理事務所
「子ども緑の教室」係 電話：0943-72-1193

○NHK学園 生涯学習通信講座

- NHK学園には、趣味・教養から語学・資格まで、幅広いジャンルの講座が200コース以上あります。無料の案内書をお気軽にご請求ください。
- 受講期間：3か月～1年(講座によって異なります)
 - 募集対象：一般
 - 申込み方法：ご請求により案内書をお届け。
電話・FAX・ホームページから
 - 受付期間：通年申込受付
 - 問合せ先：東京都国立市富士見台2-36-2
電話：042-572-3151
FAX：042-574-1006
http://www.n-gaku.jp/life

(有料広告)

日本歯科情報センターは、
インプラントに関する疑問や
ご相談に無料でお答えしております。
お気軽にご電話ください!年間相談数約5700件
0120-07-2418
PHS、携帯電話からもご利用いただけます。[受付時間](月～土)9:00～18:00
最新情報満載! DVD等の資料を無料進呈中!
日本歯科情報センター 〒810-0001 福岡市中央区天神2丁目4-5
www.j-dic.jp J-DIC 検索

村の行事 (7/17 ~ 8/28)

月 日	曜日	行 事 予 定	場 所・時 間・備 考
7月17日	日	朝倉市郡水泳競技大会	甘木 BS プール
7月20日	水	1学期終業式	東峰学園小学部・中学部
7月23日	土	・美星保育所・お泊り保育 ~24(日) ・小学生交流 サッカー大会	・美星保育所 年長児 ・福岡ドーム
7月24日	日	高木神社夏祭り	大行司 高木神社
7月28日	木	朝倉郡学童水泳記録会	三輪小学校 (予備日:29日)
7月31日	日	郡民体育大会	筑前町
8月2日	火	大島小学校との交流会 ~3日(水)	東峰村
8月4日	木	総合健(検)診 (小石原公民館)	小石原公民館 8:00 ~ 11:00
8月5日	金	全校出校日・平和学習	東峰学園小学部・中学部
8月14日	日	小石原夏祭り	小石原グランド(雨天時:小石原公民館)
8月15日	月	かたらっ祭(夏祭り)	旧宝珠山小グランド
8月28日	日	東峰学園小学部 空びん・アルミ缶回収	村内全域

在宅医表 (7・8月)

甘木朝倉在宅当番医表	当番日	病 医 院 名	所 在 地	TEL	病 医 院 名	所 在 地	TEL
	17日(日)	甘木中央病院・外科系	三福	22-5550	甘木第一クリニック	頓田	24-5151
	18日(月)	宮野診療所	朝倉	52-3011	稲永病院・内科系	筑前	22-0288
	24日(日)	和田外科医院	杷木	62-0676	朝倉健生病院・内科系	水町	22-5511
	31日(日)	実藤医院	一ツ木	22-5555	原野外科医院	筑前	22-4578
	7日(日)	坂田医院	堤	22-2768	熊本医院	十文字	22-3101
	14日(日)	太刀洗病院・内科系	筑前	22-2561	朝倉健生病院・外科系	水町	22-5511
休日夜間急患センター-内科・外科・小児科 (医師会病院内) 23-0077							
日田地区在宅当番医表	当番日	内 科 (市外局番:0973)			外 科 (市外局番:0973)		
	17日(日)	下飛田小児科	中央1	24-1148	堀田クリニック	新治町	22-2662
	18日(月)	日野内科	天神町	23-6009	秋吉病院	豆田町	23-0808
	24日(日)	福田医院	清岸寺	22-1648	大河原病院	隈2	22-3131
	31日(日)	松浦クリニック	中央1	24-4155	原病院	三本松	22-7151
	7日(日)	聖陵花月クリニック	清水町	27-5050	城谷病院	元町	23-6115
	14日(日)	こじかこどもクリニック	渡里	28-8771	五反田胃腸科外科病院	若宮町	23-8386
※注意事項 1. 診療時間は午前9時から午後5時までです。2. 急患に限ります。3. 往診はしません。 ※救急指定病院 ○日田中央病院 TEL23-3181 ○聖陵岩里病院 TEL22-1600 ○一ノ宮脳神経外科病院 TEL24-6270 ○済生会日田病院 TEL24-1100 ※問い合わせ先 日田市役所 TEL23-3111(午後5時以降はTEL23-0099) ※ (色つき枠) は外科担当の病院になります。							

フォト ギャラリー



岩下元二さん宅のさつきの花



不思議なキュウリ！
(井上知美さん提供)



東峰学園5年生と7年生と一緒に田植えを行いました。

